お任せください

農地を活用したい方

農地（田や畑）を活用して…

住宅や**駐車場**にしたい！

農地を**売りたい・貸したい**！

太陽光パネルを設置したい！

資材置場にしたい！

工場を建てたい！**お店**を出したい！

などには 農地転用の許可が必要です

農地や採草放牧地は、食料を作るための大切な役割を担っています。一度つぶしたり汚染してしまうと、再び農地として活用するには、土壌の調整などに大変な年月と経費がかかります。

自分の農地であっても、勝手に売ったり、貸したり、農地以外のことに使用することは、できないことになっています。日本は、国土面積が小さく、食料自給率も低いため、農地は守られているのです。

農地転用許可を取得する際には、さまざまな法令による制限があり、別の許可も必要になる場合がありますので、**細心の注意が必要**です。

困ったときは、行政書士へお気軽にご相談ください。

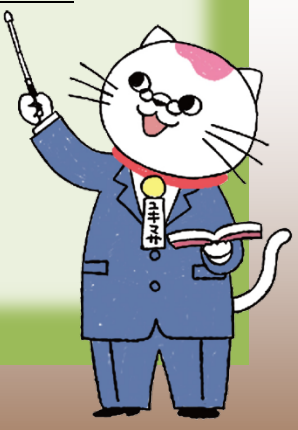

行政書士は、国家資格者であり、
官公署へ提出する書類作成の**プロ**です。

日本行政書士会連合会　公式キャラクター　ユキマサくん

宮城県行政書士会 －頼れる街の法律家－

農地転用ひとくちメモ集

農地を転用するには農地法の許可が必要です

- **農地法第４条許可**…農地の所有者が自ら農地を転用する場合で、農地所有者が申請します。
- **農地法第５条許可**…農地を転用する際に所有権の移動などが伴う場合で、農地所有者と買主（借主）双方の連名で申請します。

申請前に確認することがたくさん！

●農業振興地域の整備に関する法律　●国土利用計画法
●環境影響評価法　●都市計画法　●墓地埋葬等に関する法律
●宅地造成等規制法　●道路法　●普通河川等保全条例
●土砂の適正処理に関する法律　●道路法　●建築基準法
●森林法　●文化財保護法　●土壌汚染対策法　●自然公園法
●都道府県・市町村の条例　●土地改良法
●法定外公共物（里道・水路）　など

相続などで農地を取得したら？

許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要です。取得したものの、自らが耕作できないときは、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

場所によっては、農地転用許可が**原則できない**区域もあります。

地目が農地であれば、今は耕作していない土地も、手を加えれば農耕ができるようなときは、農地として扱われている可能性があります。
地目が農地でなくても、肥培管理されているときは農地とみなされることもあります。

農業をしない相手には、農地として売ったり貸したりできません。

農地に、脚の高い**太陽光パネル**を設置して、その下で作物を栽培することもできます。
その場合も、**脚の土台部分**は、農地ではなくなるので、その分の転用許可が必要です。

許可を取らないとどうなるの？

３年以下の懲役または 300 万円以下の罰金

（法人は１億円以下の罰金）

許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。

※　行政書士には**守秘義務**があり、これは法律で定められています。安心してご相談ください。
※　**行政書士でない者が**他人から依頼を受け、官公署に提出する書類、 権利義務又は事実証明に関する書類を作成して報酬を得ること （他の法律に別段の定めがある場合等は除く）は、**法律で禁止**されています。国家資格者である行政書士かどうかは、宮城県行政書士会又は日本行政書士会連合会のホームページから確認できます。

日本行政書士会連合会
イメージキャラクター
ユキマサくん

お問い合わせ：　**宮城県行政書士会事務局**
〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目３－５
宮城県行政書士会　検索
TEL:022-261-6768